

償却資産（固定資産税）申告の手引き

令和6年12月
大船渡市

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
固定資産税は、土地及び家屋のほか償却資産にも課税されます。償却資産については、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日時点で大船渡市内に所有する償却資産を申告していただくことになっております。
今回、申告用紙を送付しましたので、手引きをご覧ください。令和7年1月6日から1月31日の市庁舎開庁時間内に提出されますようお願いいたします。なお、前年以前に申告した方で、資産の増減がない方でも申告は毎年必要です。

提出期限：令和7年1月31日（金）

1 送付した書類

- ①申告書（表紙）
- ②現在固定資産課税台帳に登録されている償却資産一覧表
- ③種類別明細書（全資産増加資産用・減少資産用 2種類）
- ④委任状用紙（代理の方が申告する場合）
- ⑤その他の書類

2 申告方法及び提出部数

申告書は、地方税ポータルシステム（eLTAX:エルタックス <https://www.eltax.lta.go.jp/>）による電子申告をご利用いただくか、税務課資産税係・支所出張所へ持参または郵送してください。
提出部数は1部ですが、市受付印を押印した申告書「控え」が必要な場合は、申告書2部提出してください。また、市から送付した償却資産一覧表は申告書に添付不要です。
※ 申告書「控え」の返送を希望する方は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

3 申告書に関するお問い合わせ

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地
大船渡市 総務部税務課 資産税係 電話 0192-27-3111 内線 155・140・101
※ 提出先については、裏表紙をご覧ください。

《 目 次 》

1	償却資産について	1	頁
2	課税対象となる主な償却資産の種類、具体例及び耐用年数	2	頁
3	評価額の算出方法	3	頁
4	国税（法人税・所得税）との比較	4	頁
5	税率及び税額と免税点	4	頁
6	固定資産税の非課税及び課税標準の特例	4～5	頁
7	申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合	6	頁
8	その他	6	頁
	【記入例】	7～9	頁

1 償却資産について

1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定により所得の計算上、損金又は必要な経費に参入される資産をいいます。（「事業」とは、一定の行為を継続、反復して行うことで、必ずしも営利を直接の目的とはしません。したがって、公益法人、一般社団・財団法人などが行う活動も事業に該当します。）

2) 申告が必要な資産

- (1) 償却済資産、簿外資産であっても、令和7年1月1日時点で、事業の用に供することができる状態にある資産
- (2) 建設仮勘定で経理されているもののうち、令和7年1月1日時点ですでに完成し、事業の用に供することができる部分
- (3) 未稼働状態・遊休状態であっても、事業の用に供することができる状態にある資産
- (4) 大型特殊自動車（ナンバーが0、00～09 及び000～099 又は9、90～99 及び900～999 のもの）
- (5) リース資産のうち、ファイナンス・リース契約で取得価格が20万円以上の資産や、期間終了時に無償又は有利な価格で借主に譲渡される資産（借主が申告）
- (6) 修理・改良のため支出した金額であっても「資本的支出」に該当する場合
- (7) 福利厚生のに供するもの
- (8) 耐用年数が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても個別に減価償却しているもの
- (9) 大船渡市が主たる定置場となっている資産（建設機械等の移動性償却資産）

3) 申告の必要がない資産

- (1) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 無形減価償却資産（漁業権、電話加入権、特許権、ソフトウェアなど）
- (3) 書画骨董など（時の経過によりその価値が減少しない資産）
- (4) 牛、馬、果樹などの生物（ただし、観賞用、興行用に供するものは除く）
- (5) 棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- (6) 繰延資産（開業費など）
- (7) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上、一時に損金（必要な経費）に算入するもの
- (8) 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上「3年間の一括償却」をするもの

4) 家屋の附帯設備と償却資産の区分

家屋の附帯設備のうち、償却資産として取り扱うものがありますので、それらについては下表の区分を参考にして申告してください。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発 変 電 設 備	自家用発電設備、受変電設備	
動 力 用 配 線 配 管 設 備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電 灯 照 明 設 備	ネオンサイン、投光器、スポットライト	屋内照明設備、配分電盤
電 話 設 備	電話機、交換機等の装置・器具類	
中 央 監 視 制 御 装 置	制御装置（配線等も含む。）	
火 災 報 知 装 置	屋外の装置（配線等も含む。）	屋内の装置（配線等も含む。）
消 火 装 置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
し 尿 浄 化 槽 設 備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給 湯 設 備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガ ス 、 給 排 水 設 備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
冷 暖 房 装 置	ルームエアコンディショナー	家屋と一体となっている設備
厨 房 設 備 、 洗 濯 設 備	顧客の求めに応じるサービス設備	サービス設備以外の設備

※ なお、家屋の所有者と異なる方（賃借人等）がその借用建物、店舗等に施工した内装や附帯設備等は、上の表にかかわらず賃借人等の償却資産として申告してください。

2 課税対象となる主な償却資産の種類、具体例及び耐用年数

償却資産の申告にあたっては、以下の表を参考に資産の種類区分にしたがって申告してください。

資産の種類	資産の具体例	耐用年数	資産の具体例	耐用年数
1 構築物	自転車・自動車置場（鉄骨造）	4 5	門・塀ブロック	1 5
	独立キャノピー	3 0	路面舗装コンクリート	
	土留・擁壁		屋上等の広告塔（金属性以外）	
	屋上等の広告塔（金属製）	2 0	街路灯	
	花壇・緑化施設		自転車・自動車置場（金属製以外）	1 0
	屋外給排水・ガス引き込み設備	1 5	賃借建物に付加した内装	
	屋外受水槽・浄化槽・貯水槽		フェンス	
	可動間仕切り		路面舗装アスファルト	
	側溝		ガードレール	7
	ネット設備		移動性組立ハウス	
	日よけ設備		可動間仕切りのうち簡易なもの	3
2 機械及び装置	自動車整備業用設備	1 5	ガソリンスタンド設備	8
	洗車業用設備		厨房機器	
	測量業用設備	1 4	飲食店業用設備	
	クリーニング設備	1 3	木材又は木製品製造業用設備	7
	洗濯業、理美容業用設備		田植機、耕耘機、バインダー	
	倉庫業用設備	1 2	農業用設備	
	家具又は装備品製造業用設備	1 1	鉱業、砕石業用設備	6
	機械式駐車場設備	1 0	縫製品製造業用設備	
	金属製品製造業用設備		放送業設備	
	食料品製造業用設備		写真現像設備	
	飲料、飼料製造業用設備		総合工事業用設備	5
	飲食料品卸売業用設備	9	林業用設備	
	飲食料品小売業用設備		漁業用設備	
	通信業用設備		水産物養殖設備	
3 船舶	木造船（動力のないもの）	8	FRP漁船	5
	木造動力漁船及び引船	6	モーターボート及びとう載漁船	4
4 航空機	飛行機	5、8、10	ヘリコプター及びグライダー	5
5 車両及び運搬具	自転車及びリヤカー	2	その他（特殊自動車等で自動車税、軽自動車税の課税対象となっていないもの）	
6 工具・器具及び備品	金庫	2 0	コピー機・ファクシミリ・レジスター	5
	事務机・ロッカー（金属製）	1 5	自動販売機	
	ブラインド（カーテンレールを除		書籍	
	消火器	1 0	測定工具	5
	電話機・電話交換機		テレビ・カラオケ	
	時計	8	理美容機器	
	応接セット		電子計算機	4
	陳列棚、陳列ケース		パーソナルコンピュータ（サーバー用を除く）	
	ガス機器	6	ロール	3 又は 4
	冷暖房機器		カーテン	
	冷蔵庫・洗濯機		治具・取付工具	3
	歯科診療用ユニット	5	看板・ネオンサイン	
	カメラ、望遠鏡		魚網漁具	2
	楽器		シート及びロープ	

3 評価額の算出方法

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、所有している償却資産1件ごとに賦課期日（1月1日）の決定価格（評価額）を、定率法により算出します。

【 算 出 方 法 】

- ① 前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日まで）取得資産

$$\text{評 価 額} = \text{取 得 価 額} \times \left(1 - \frac{\text{耐用年数に応じた減価率}}{2} \right)$$

- ② 前年前（令和6年1月1日以前）取得資産

$$\text{評 価 額} = \text{前年度の評価額} \times \left(1 - \text{耐用年数に応じた減価率} \right)$$

【 計 算 例 】

取得価額1,000,000円、耐用年数10年の資産を令和6年9月に取得したと仮定します。

$$\begin{array}{lcl} \text{今年度} & = & 1,000,000 \text{円} \times \left(1 - \frac{0.206}{2} \right) = 897,000 \text{円} \\ \text{(令和7年度)} & & \text{〔取得価額〕} \quad \text{〔減価残存率「前年中取得」〕} \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} \text{翌年度} & = & 897,000 \text{円} \times \left(1 - 0.206 \right) = 712,218 \text{円} \\ & & \text{〔前年度課税標準額〕} \quad \text{〔減価残存率「前年前取得」〕} \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} \text{翌々年度} & = & 712,218 \text{円} \times \left(1 - 0.206 \right) = 565,501 \text{円} \\ & & \text{〔前年度課税標準額〕} \quad \text{〔減価残存率「前年前取得」〕} \end{array}$$

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、最低限度額（取得価額の5%）まで減価します。その後は、資産が滅失するまで最低限度額で据え置かれます。

※ 計算例の★1は、下の《参考》減価率・減価残存率一覧表中の「前年中取得（1－減価率／2）」に、★2は「前年前取得（1－減価率）」に置き換えて計算することができます。

《参考》減価率・減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)			前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)			前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

4 国税（法人税・所得税）との比較

固定資産税（償却資産）は、以下の点で国税と取扱いが異なりますので、ご注意ください。

区分	地方税（固定資産税）	国税（法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法（旧定率法）	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認めていない	認めている
増加償却 （所得税法・法人税法）	認めている	認めている
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円（備忘価額）
改良費	区分評価 （改良を加えられた本体部分と 改良部分を区分して評価します）	原則区分評価

5 税率及び税額と免税点

1) 税率

$$\text{税率} = 100\text{分の}1.5$$

2) 年税額

$$\text{年税額（税相当額）} = \text{課税標準額の総合計} \times 100\text{分の}1.5 \text{（税率）}$$

※ 通常は「評価額」が課税標準額となりますが、課税標準の特例の適用がある場合は、特例適用後の額が課税標準額となります。

※ 土地や家屋を所有している場合は、土地、家屋の課税標準額との合計額から税額が算出されます。

3) 免税点

課税標準額の総合計が150万円（免税点）未満の場合は課税されません。ただし、免税点未満になると判断される場合も申告書の提出は必要です。

6 固定資産税の非課税及び課税標準の特例

1) 非課税

地方税法第348条の規定に該当する資産は、固定資産税が課税できないことになっています。該当する資産がある場合は、税務課資産税係へ所定の様式（固定資産税非課税適用申告書）をご請求の上、必要書類を添付して申告してください。

2) 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定に該当する資産については、課税標準の特例が認められ、税負担の軽減が図られています。該当する資産がある場合は、申告書の備考欄及び種類別明細書の摘要欄に、特例内容を記入してください。ほかに添付書類を求めることもありますので、予めご了承ください。

また、東日本大震災で滅失・損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産について、固定資産税の軽減を受けることができます。同封の申告書に必要事項をご記入の上、申告してください。

《参考》大船渡市税条例で定める地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例等）一覧表

対象資産	附則第10条の2 項番号	対象取得等期間	特例率	適用期間
家庭的保育事業の用に供する償却資産 (地方税法第349条の3第27項に該当するもの)	本則第60条の2 で規定	平成29年4月1日～ (取得期限なし)	1/3	期限なし
居宅訪問型保育事業の用に供する償却資産 (地方税法第349条の3第28項に該当するもの)				
事業所内保育事業の用に供する償却資産 (地方税法第349条の3第29項に該当するもの)				
汚水又は廃液処理施設 (地方税法附則第15条第2項第1号に該当するもの)	1	令和2年6月1日～ 令和8年3月31日	1/2	期限なし
下水道除害施設 (地方税法附則第15条第2項第5号に該当するもの)	2	令和4年4月1日～	4/5	期限なし
津波対策の用に供する償却資産 (地方税法附則第15条第21項に該当するもの)	3	平成28年4月1日～ 令和10年3月31日	1/2	4年間
指定避難施設に付属する避難の用に供する償却資産 (地方税法附則第15条第22項第1号に該当するもの)	4	平成30年4月1日～ 令和9年3月31日	2/3	指定後 5年間
協定避難施設に付属する避難の用に供する償却資産 (地方税法附則第15条第22項第2・3号に該当するもの)	5, 6		1/2	締結後 5年間
指定避難用償却資産 (地方税法附則第15条第23項第1号に該当するもの)	7		2/3	指定後 5年間
協定避難用償却資産 (地方税法附則第15条第23項第2号に該当するもの)	8		1/2	締結後 5年間
太陽光発電設備 (1,000kW 未満) (地方税法附則第15条第25項第1号イに該当するもの)	9	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	2/3	3年間
風力発電設備 (20kW 以上) (地方税法附則第15条第25項第1号ロに該当するもの)	10		2/3	
地熱発電設備 (1,000kW 未満) (地方税法附則第15条第25項第1号ハに該当するもの)	11		2/3	
バイオマス発電設備 (10,000kW 以上 20,000kW 未満) (地方税法附則第15条第25項第1号ニに該当するもの)	12		2/3	
バイオマス発電設備 (木竹由来や農産物の収穫等) (地方税法附則第15条第25項第2号に該当するもの)	13		6/7	
太陽光発電設備 (1,000kW 以上) (地方税法附則第15条第25項第3号イに該当するもの)	14		3/4	
風力発電設備 (20kW 未満) (地方税法附則第15条第25項第3号ロに該当するもの)	15		3/4	
水力発電設備 (5,000kW 以上) (地方税法附則第15条第25項第3号ハに該当するもの)	16		3/4	
水力発電設備 (5,000kW 未満) (地方税法附則第15条第25項第4号イに該当するもの)	17		1/2	
地熱発電設備 (1,000kW 以上) (地方税法附則第15条第25項第4号ロに該当するもの)	18		1/2	
バイオマス発電設備 (10,000kW 未満) (地方税法附則第15条第25項第4号ハに該当するもの)	19		1/2	
滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産 (地方税法附則第15条第38項に該当するもの)	20	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	1/2	5年間
雨水貯留浸透施設 (地方税法附則第15条第41項に該当するもの)	21	令和3年11月1日～ 令和9年3月31日	1/3	期限なし
貯留機能保全区域内にある土地 (地方税法附則第15条第42項に該当するもの)	22	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	3/4	3年間
サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅 (地方税法附則第15条の8第2項に該当するもの)	23	平成27年4月1日～ 令和7年3月31日	2/3	5年間
特定マンションに係る区分所有に係る家屋 (地方税法附則第15条の9の3第1項に該当するもの)	24	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	1/3	1年間

7 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合や、虚偽の申告をした場合は、地方税法及び大船渡市税条例により延滞金の加算や、過料・罰金等が科せられることがあります。

8 その他

■ みなし課税について

申告のない個人又は法人について、償却資産の増減がなく、前回の申告時と同様の資産を所有しているとみなして課税する方法を実施しています。なお、みなし課税された場合でも、正確な情報を把握するため申告は必要となります。

■ 修正及び申告もれ資産について

修正及び申告もれ資産については、現年度だけでなく、地方税法第17条の5の規定により、5年度分まで遡及して追加課税します。その場合、過年度分の納期は1回となりますので、ご承知おきください。

■ 太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。次の表を参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。

	10kW以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	事業用資産となり 申告が必要	住宅用設備となり 申告対象外
個人(事業用)	事業用資産となり、申告が必要	
法人	事業用資産となり、申告が必要	

※ 建材型のソーラーパネル(屋根材と一体型)を設置している場合は、家屋の評価対象となるため、償却資産としての申告は不要です。

※ 「事業」とは、一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。

■ 平成23年東日本大震災により被災した資産の代替資産

東日本大震災により滅失し、または損壊した償却資産(被災償却資産)に代わる償却資産を令和8年3月31日までに取得(改良)した場合、取得(改良)後4年度分の課税標準が2分の1になります。

特例を受けるためには、申告が必要です。償却資産申告書に代替又は改良資産であることを明記した上で、別紙として被災した資産と代替資産に係る対照表(任意様式)添付してください。

【記入例】 (1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

申告書提出日をご記入ください。

令和 7 年 1 月 5 日

マイナンバーをご記入ください。
(個人：12桁、法人：13桁)

事業種目を具体的にご記入ください。
また、法人にあっては、資本金又は
出資金の金額もご記入願います。

個人の場合は事業を開始した年月、
法人の場合は当該法人の設立年月
及び決算年月をご記入ください。

償却資産申告の内容について、市
からの問い合わせに対応いただく
ことができる方の部署、お名前及び連
絡先の電話番号をご記入ください。

経理を担当している税理士等の氏
名及び電話番号をご記入下さい。

該当する項目を○で
囲んでください。

大船渡市内にある事業所等資産の
所在地をご記入ください。

該当する項目を
○で囲んでください。

該当する欄に○印をしてください。
1. 変更なし 2. 増減あり etc

申告書の控えが必要な場合は、
あらかじめ申告書のコピーを一部ご用意ください。

住所を印字していますので、変更等
がある場合には修正してください。
また、電話番号をご記入ください。

氏名（法人名）・ふりがなを印字し
ていますので、変更等がある場合
には修正してください。
また、屋号があればご記入くださ
い。

前年前に取得した資産の取得価額
の合計額を、資産の種類別に印字し
ていますので、ご確認ください。

前年中に減少した資産の取得価額の
合計額を、資産の種類別にご記入
ください。

前年中に取得した資産の取得価額の
合計額を、資産の種類別にご記入
ください。

記入は不要です。
ただし、電算処理により全資産申告
を行う事業所は記載してください。

「前年前に取得したもの（イ）」
－「前年中に減少したもの（ロ）」
＋「前年中に取得したもの（ハ）」
によって算出した、取得合計額を
資産の種類別に記載してください。

1品で年額20万円以上の借用（リース、
レンタル）資産の有無について該当する方
を○で囲んでください。
借用資産がある場合には、貸主の氏名を
記入してください。

令和 7 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード 提出用

1 住所 (ふりがな) 022-8501
おおふなとしさかちようあさうつのさわ
大船渡市盛町字津野R15
(電話) 27-3111

2 氏名 (ふりがな) おおふな たろう
大船太郎
(屋号) 喫茶 大船

3 個人番号又は法人番号 000000000000

4 事業種目 喫茶店
(資本金等の金額) 1

5 事業開始年月 昭和60年5月

6 この申告に添付する書類の
除及び氏名 (電話) 三陸 27-3111

7 税理士等の氏名 (電話) 五葉 27-3111

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法) 定率法

14 青色申告 有・無

15 市(区)町村内
における事業所
等資産の所在地 (1) 大船渡市三陸町越喜来字所通26-1
(2)
(3)

16 借用資産 (株)〇〇会社(本社 □市)
△△商会(◇市)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等)
該当する欄に○をつけてください。
1. 変更なし 2. 増減あり etc

資産の種類	前年中に減少したもの(ロ)		前年中に取得したもの(ハ)		計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)	
	十	千	十	千	十	千
1 構築物	3,000	000	0	0	3,000	000
2 機械及び装置	0	0	0	0	0	0
3 船舶	0	0	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	0	0	0	0	0	0
6 工具、器具及び備品	1,600	000	200	000	2,050	000
7 合計	4,600	000	200	000	6,450	000

資産の種類別

1 構築物

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬具

6 工具、器具及び備品

7 合計

【記入例】 (2) 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

申告の年度をご記入ください。

令和 7 年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

該当する項目を○で囲んでください。
今回初めて申告される方は、「全資産用」
をお囲みください。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令
別表第 1、2、5、6 に掲げる耐用年数
をご記入ください。

所有者名をご記入ください。

この「種類別明細書 (増加資産・
全資産用)」について、3枚のうち
2枚目等とページ数をご記入ください。

記入不要です。

次の区分によりご記入ください。

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

資産の名称や規格等をご記入
ください。

取得した資産の数量を
ご記入ください。

当該資産を実際に取得した年月を
ご記入ください。
年号は、「昭和→3」、
「平成→4」、「令和→5」と
ご記入ください。

記入不要です。

当該資産の取得価額をご記入ください。
なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額をいいます
(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税据付費その他当該償却資産を
事業の用に供するために直接要した費用を含みます)。
また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却
資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を
ご記入ください。

所有者名
大 船 太 郎

該当する項目を○で囲んでください。
その際は次の区分によりご記入く
ださい。

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他

なお、4を選択した場合は、必ず摘要
欄に事由をご記入ください。

次のような事項をご記入ください。

- ① 非課税及び課税標準の特例が
ある資産については、その適用
条項 (例：法附則第 15 条第 9 項)
- ② 耐用年数の変更があった場合は、
その旨の表示
- ③ 短縮耐用年数を適用している
場合は、その旨の表示
- ④ 増加償却を行っている場合は、
その旨の表示
- ⑤ その他当該資産の価格の決定に
あたって必要な事項

この欄は記入不要です。

ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、ご記入ください。

特例率 (例) 1/2 の特例 ⇒ 102 2/3 の特例 ⇒ 203

・課税標準額：個別の資産に係る決定価格 (償却資産申告書の
「決定価格 (〜)」欄の額に算入されている額) をご記入ください。

なお、課税標準の特例の適用を受ける資産については、当該決定価格に
特例率を乗じて得た額をご記入ください。

【記入例】 (3) 種類別明細書（減少資産用）

申告の年度をご記入ください。

令和 7 年度

種類別明細書（減少資産用）

記入不要です。

記入不要です。

所有者名をご記入ください。

大船 太郎

この「種類別明細書（減少資産用）」について、3枚のうち2枚目等とページ数をご記入ください。

同封の「償却資産種類別明細書」を参照し、次の区分によりご記入ください。

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

同封の「償却資産種類別明細書」を参照し、減少する資産の資産コード、資産の名称等、前年中に減少した資産の数量、取得年月及び取得価額をご記入ください。

当該資産が減少した事由とその区分について、該当する項目を○で囲んでください。
なお、それぞれ摘要欄に事由をご記入ください。

次のような事項をご記入ください。

- ① 当該資産が減少した事由について
「1. 売却」は、その売却先の名称等
「2. 滅失」は、その滅失の理由等
「3. 移動」は、その受入先所在地等
「4. その他」は、その減少の事由等
- ② 減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には「取得価額 50 万円（5 個）のうち 20 万円（2 個）減少」等、取得価額及び減少した額
- ③ その他当該資産が減少したことについて必要な事項等

行番	数量	取得年月	取得価額	減少の事由及び区分	摘要
1	2	3	4	5	6
01	6	60001	調理台	1 5 6 9	200,000
02					
19					
20					
	小計	1		200,000	

第二十六号様式別表二提出

※ 簿外資産や耐用年数の経過した資産であっても、使用できる限り減少資産には該当しません。

申告書を提出する前に、次の確認をお願いします。

(チェック)

- ☐ 会社名や住所に変更はありませんか。
- ☐ マイナンバー（個人番号）又は法人番号は記入されていますか。
- ☐ 申告に応答する方の名前・連絡先は記入されていますか。
- ☐ 大船渡市内に存在する資産ですか。
- ☐ 資産は該当する「資産の種類」に分けて記入されていますか。
- ☐ 取得年月・取得価額・耐用年数は記入されていますか。
- ☐ 申告書の「前年中に取得したもの」、「前年中に減少したもの」の合計と、種類別明細書の合計の数字は同じですか。
- ☐ 申告書の控えが必要な場合、コピー等は準備されましたか。

(窓口にて提出する場合)

- ☐ 申告者のマイナンバーカードはお持ちですか。(個人のみ)
- ☐ 代理人の場合、委任状と代理人の身元確認の書類はお持ちですか。

(郵送により提出する場合)

- ☐ マイナンバーカードの写しと、身元確認に必要な書類の写しは同封されましたか。
- ☐ 申告書の控えが必要な場合、コピー等と切手を貼った返信用封筒は準備されましたか。

記入もれや記入誤りがあった場合、確認の電話をさせていただくことがあります。適正な申告処理のため、ご協力をお願いします。

【申告書の提出方法及び連絡先】

《窓口での提出》

- 大船渡市役所 本庁1階 税務課 10番窓口
- 三陸支所
- 綾里地域振興出張所
- 吉浜地域振興出張所

《郵送での提出》

〒022-8501（住所記載不要）
大船渡市 総務部税務課 資産税係

《連絡先電話番号》

0192-27-3111 内線 155・140
101

〒022-8501

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市 総務部税務課 資産税係 行

郵送される場合、点線で切り取り

宛先としてご活用ください。